

(別記)

## 令和7年度 南あわじ市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

南あわじ市の農業は温暖な気候を活かした水田多毛作栽培による水稲+野菜の複合経営が行われており、たまねぎの作付面積が全国4位、冬レタスが全国1位、春レタスが全国2位、その他の主要品目である白菜やキャベツ等の作付面積についても上位であり、近畿圏内における有数の野菜産地となっている。

また、酪農も盛んな地域であり、野菜産地として重要な土づくりに欠かせない堆肥供給の役割を担っており、転作水田を活用した飼料作物の作付けも増加し、耕畜連携が進んでいる。

一方、農業従事者は年々減少しており、地域特産野菜であるたまねぎや白菜などの重量野菜からレタスなどの軽量野菜へシフトする農家が増えている。また、農業用機械の故障から水稲作を辞める農家も増加傾向にあり、若い担い手の確保や農業経営者の法人化、水稲作における大規模法人・集落営農組織の育成が課題となっている。

水田を管理する上で労力が軽減される作物が水稲であり、夏場の水田管理の観点からも需要に応じた主食用水稲の作付けを進めるとともに、需給調整米穀（飼料用米・SGS用稲・米粉用米・WCS用稲等）の作付けも併せて推進し、水稲と野菜を組み合わせた三毛作体系を維持していく必要がある。

今後、水田の収益力強化の推進として、水稲作にあっては、地域において徹底した話し合いのもと、大規模法人や集落営農組織への移行を進め、秋冬野菜にあっては、引き続き個人農家や農業生産法人等が担うといった仕組みを確立していくとともに、地域において現状を把握し将来の農地利用について協議を行い、地域農業の未来設計図である「地域計画」を策定していくことが必要である。

また、地域計画策定地域内で振興作物を作付する農家に対して、支援メニューを継続することにより、引き続き地域計画策定の推進に努める。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

産地の体質強化に向けて規模拡大による生産量の確保や生産から販売までの一貫した体制整備などに取り組むとともに、地域の営農条件や需要に応じた効率的な作付を推進することにより、水田を有効に活用しながら、農業者の所得向上を図る。

また、適正な施肥管理の徹底による品質向上を実現し、市場評価の高い「たまねぎ」「レタス」などは、全国的に浸透することを目指していく。

また、産直施設等を活用することで地産地消を促進するとともに、さらなる生産量の拡大を目指す。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要量が減少している中で、担い手による効率的な水田農業を目指し、優良農地の確保と有効利用の促進に取り組む。また、不作付水田については地域に適した作物の選定を模索し、適地適作を図り、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を目指す。

なお、転換作物が固定化している水田については畑地化支援の実施を検討し、水田機能を有する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促す。

## 4 作物ごとの取組方針等

市内の約3,500ha（不作付地を含む）の水田について、産地交付金を有効活用しながら、作物生産の維持、拡大を図ることとする。

また、認定農業者や認定新規就農者、農業法人、集落営農組織への集積により、経営コストの削減を促進する。

### （1）主食用米

主食用米の生産目安や需要動向、米価の推移や米の在庫量などについて国や県からの情報を農業者へ提供し、関係機関と連携しながら需要に応じた米づくりを推進していく。

また、本地域においては3等米や規格外が比較的多いことから、高温による外観品質低下が少ない品種の導入についても考慮する。

加えて、集落営農組織や大規模法人による主食用水稲の集積・集約を図る必要性が生じているため、土地利用型の経営体の育成に努めていく。

### （2）備蓄米

現在、作付けはなし。今後についても作付けの予定はなし。

### （3）非主食用米

#### ア 飼料用米

飼料用米については、戦略作物助成を活用して拡大を図る。

また、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定められた多収性品種・兵庫県特認品種、兵庫県で多収性を確認したその他品種の作付けを推奨する。

#### イ SGS用稲

我が国の飼料供給の輸入割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が主になっている濃厚飼料が80%となっている。飼料費は中国の飼料需要の拡大やウクライナ情勢等を受けて上昇しており、国においても飼料の自給率向上をめざしている。飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く粗飼料の給与が多い牛でも4～5割となっており、酪農・肉用牛の生産基盤強化のためには飼料費の低減は不可欠である。

従来戦略作物助成を活用して拡大を図るとともに、市段階の産地交付金において、濃厚飼料であるSGS用稲について支援メニューを継続し市内での飼料確保を進める。

また、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定められた多収性品種・兵庫県特認品種、兵庫県で多収性を確認したその他品種の作付けを推奨する。

#### ウ 米粉用米

ウクライナ情勢等による国際的な穀物価格の高騰を受け米粉が注目されている。需要量についても、令和6年度は6万トンを超え過去最高となる見通しであり、米粉市場のさらなる急成長が期待される。

また、近年のノングルテン食品ブームによる需要が見込まれるため、地元飲食店や洋菓子店、学校給食等の地元の実需者との結びつきを強化し、生産拡大を図っていく。

あわせて、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定められた専用品種・兵庫県特認品種の作付けを推奨する。

## エ 新市場開拓用米

今後、市場開拓の拡大について検討を行っていく。

## オ WCS用稲

WCS用稲については、戦略作物に位置付けられ、支援が拡大した平成22年度以降、年々作付面積が増加し、現在は兵庫県全体の作付面積の4割以上が本市となっている。野菜産地である本地域において夏場以降早々に秋冬野菜に向けた準備が可能なWCS用稲は、畜産農家と耕種農家との耕畜連携による取組みが進みやすい。

今後もWCS用稲からの秋冬野菜という営農体系を確立させ、野菜農家の収益向上に寄与する取組みとして支援を行っていく。

## カ 加工用米

加工用米については、需要はあるものの減少傾向となっている。

今後、大規模稲作法人による大規模水稻作が可能となった場合に実需者との結びつきを強化しながら、作付けを誘導していく。

## (4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆ともに我が国では特に自給率の低い品目で食料安全保障の観点から国は海外依存からの脱却を目指しており、作付増加を進めていく必要がある。

飼料作物については、WCS用稲の増加や畜産農家の廃業に伴い、やや減少傾向にあるものの、酪農の認定農業者については、大規模集積による作付拡大が続いており、WCS用稲等を含めた飼料作物の作付増加を目指す。

## (5) そば、なたね

取組み予定なし。

## (6) 地力増進作物

本市は二毛作、三毛作が盛んな地域であるため、連作障害を防ぐ目的で地力増進作物の作付けを推進している。

なかでも水稻を作付けしない田への地力増進作物の作付けは、より一層の推進が必要であると考えている。

## (7) 高収益作物

高収益作物については、多毛作による生産や耕畜連携など本市の農業経営の特色、担い手の高齢化などの観点を踏まえ、次の5項目を重点項目として生産性の維持・拡大を図る。

- ①「たまねぎ」「レタス」「白菜」「キャベツ」「ブロッコリー」「カリフラワー」を地域特産野菜として位置づけ、生産拡大を進める。
- ②農業者の高齢化を踏まえ、重量野菜から軽量野菜への経営転換を進め、生産拡大を進める。
- ③市内の産直施設等での販売量拡大を実現するために、地域特産野菜に加え、その他の野菜や花き、果樹についても、作付面積増加を進める。
- ④耕畜連携による地域内堆肥の活用を進め、「土づくり」による生産性の維持を図る。
- ⑤たまねぎのべと病、レタスのビッグベイン病などの病害の発症率低下に取組み、高品質で安心・安全な地域特産野菜の生産を進める。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1296.4	0.0	1323.1	0.0	1202.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	6.6	0.0	7.3	0.0	7.8	0.0
米粉用米	6.2	0.0	8.0	0.0	8.5	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	409.2	0.0	420.6	0.0	432.1	0.0
加工用米	0.7	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
麦	3.8	3.6	5.4	5.1	7.1	5.5
大豆	0.1	0.0	1.4	0.0	3.0	0.0
飼料作物	98.1	0.0	107.5	0.0	117.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	358.8	0.0	405.3	0.0	451.9	0.0
高収益作物	1250.2	948.7	1155.2	876.0	1060.4	803.3
・野菜	1247.9	948.7	1152.3	876.0	1056.8	803.3
・花き・花木	1.8	0.0	2.4	0.0	3.1	0.0
・果樹	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
・その他の高収益作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他						
・						
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1.2	野菜、花き、果樹、一般作物 （対象作物一覧のとおり）	高収益作物助成 （基幹・二毛作）	作付面積拡大 直売所利用者数	（令和6年度） 23.3ha （令和6年度） 108人	（令和8年度） 31.1ha （令和8年度） 180人
3.4	玉葱、レタス類、白菜、 キャベツ類、ブロッコ リー、カリフラワー	地域特産野菜助成 （基幹・二毛作）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 290.5ha （令和6年度） 1,422人	（令和8年度） 347.9ha （令和8年度） 2,040人
5	玉葱、レタス類、白菜、 キャベツ類、ブロッコ リー、カリフラワー	二毛作助成 （地力+野菜）（二毛作）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 137.3ha （令和6年度） 650人	（令和8年度） 171.5ha （令和8年度） 950人
6	玉葱、レタス類、白菜、 キャベツ類、ブロッコ リー、カリフラワー	担い手による二毛作助成 （地力+野菜）（二毛作）	作付面積拡大 取組認定農業者数	（令和6年度） 166.2ha （令和6年度） 187人	（令和8年度） 180.0ha （令和8年度） 216人
7	玉葱	玉葱べと病対策加算	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 97.5ha （令和6年度） 602人	（令和8年度） 99.1ha （令和8年度） 656人
8	レタス類	レタスのビッグベイン 病防除対策加算	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 6.1ha （令和6年度） 25人	（令和8年度） 16.0ha （令和8年度） 70人
9	米粉用米	需給調整米穀加算（米 粉用米）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 5.6ha （令和6年度） 6人	（令和8年度） 8.5ha （令和8年度） 18人
10	SGS用稲	需給調整米穀加算（SGS 用稲）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 6.3ha （令和6年度） 6人	（令和8年度） 7.8ha （令和8年度） 8人
11	米粉用米	需給調整米穀専用品種 加算（米粉用米）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 4.5ha （令和6年度） 4人	（令和8年度） 7.4ha （令和8年度） 14人
12	飼料作物（飼料用青刈り稲 以外）	飼料作物の土地利用集 積加算	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 49.9ha （令和6年度） 77人	（令和8年度） 67.3ha （令和8年度） 115人
13	飼料作物、WCS用稲、飼料用 米【生もみ利用】（SGS用 稲）	耕畜連携助成（耕畜連 携）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 330.0ha （令和6年度） 700人	（令和8年度） 338.6ha （令和8年度） 870人
14	エコファーマー及びひょう ご安心ブランド、みどり認 定の認証を受けた野菜	みどり戦略導入加算 （基幹作）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 17.8ha （令和6年度） 23人	（令和8年度） 27.9ha （令和8年度） 32人
15	エコファーマー及びひょう ご安心ブランド、みどり認 定の認証を受けた野菜	みどり戦略導入加算 （二毛作）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 29.6ha （令和6年度） 33人	（令和8年度） 42.7ha （令和8年度） 61人
16	地域計画に位置付けられた 作物	地域計画振興作物加算 （基幹作）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 10.7ha （令和6年度） 53人	（令和8年度） 35.5ha （令和8年度） 117人
17	地域計画に位置付けられた 作物	地域計画振興作物加算 （二毛作）	作付面積拡大 取組者数	（令和6年度） 8.5ha （令和6年度） 35人	（令和8年度） 55.5ha （令和8年度） 111人

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名:南あわじ市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	高収益作物助成	1	5,000	野菜、花き、果樹、一般作物 (対象作物一覧のとおり)	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農。
2	高収益作物助成(二毛作)	2	5,000	野菜、花き、果樹、一般作物 (対象作物一覧のとおり)	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農。
3	地域特産野菜助成	1	9,000	玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農。
4	地域特産野菜助成(二毛作)	2	9,000	玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農。
5	二毛作助成(地力+野菜)(二毛作)	2	11,000	玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー	地力増進作物の播種、すき込みについて作業日誌により確認する。
6	担い手による二毛作助成(地力+野菜)(二毛作)	2	15,000	玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー	地力増進作物の播種、すき込みについて作業日誌により確認する(担い手要件あり)。
7	玉葱べと病対策加算	1	2,000	玉葱	玉葱を収穫した水田において水張を実施し、玉葱を定植すること。
8	レタスビッグベイン病防除対策加算	1	10,000	レタス類	現地確認(原則として、太陽熱消毒による防除については基準日を9月1日とし、カラシナによる防除については、基準日を7月1日とする。)で目視により確認する。
9	需給調整米穀加算(米粉用米)	1	20,000	米粉用米	米粉用米の作付面積が10a以上であること。 兵庫県内の実需者への出荷であること。
10	需給調整米穀加算(SGS用稲)	1	10,000	SGS用稲	SGS用稲の作付面積が10a以上であること。 市内の実需者への出荷であること。
11	需給調整米穀専用品種加算(米粉用米)	1	3,000	米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める専用品種を作付けすること。
12	飼料作物の土地利用集積加算	1	23,000	飼料作物(飼料用青刈り稲以外)	農業者:認定農業者、認定新規就農者及び土地利用集積に協力する農業者 集落営農:地域計画のうち目標地図に位置付けられた集落営農組織及び土地利用集積に協力する農業者
13	耕畜連携助成(耕畜連携)	3	10,000	飼料作物、WCS用稲、飼料用米【生のみ利用】(SGS用稲)	水田で生産された飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を飼料作物等を作付する又は作付した水田に施肥する取組。 ①当該年度における堆肥の散布の取組であること ②利用供給協定に次の事項が含まれていること 1)取組の内容 2)供給される飼料作物 3)飼料作物を生産する者 4)堆肥を散布する者 5)ほ場の場所及び面積 6)堆肥の散布時期 7)利用供給協定締結期間 8)堆肥散布の条件(作業分担・品代・経費負担) 9)その他必要な事項
14	みどり戦略導入加算	1	5,000	エコファーマー及びびよご安心ブランド、みどり認定の認証を受けた野菜	営農計画書、取組計画書及びエコファーマー認定書の写し、兵庫県認証食品認証書の写し、環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書の写し(団体が認証を受けている場合は団体の構成員がわかるもの)等により確認する。
15	みどり戦略導入加算(二毛作)	2	5,000	エコファーマー及びびよご安心ブランド、みどり認定の認証を受けた野菜	営農計画書、取組計画書及びエコファーマー認定書の写し、兵庫県認証食品認証書の写し、環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書の写し(団体が認証を受けている場合は団体の構成員がわかるもの)等により確認する。
16	地域計画振興作物加算	1	8,000	地域計画に位置付けられた作物	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む地域計画のうち目標地図に位置付けられる、または地域計画に位置付けられることが確実と見込まれる者(計画策定に係る「協議の場」を開催済みであり、この計画に含まれる者)であって、かつ認定農業者、認定新規就農者または集落営農組織であること。
17	地域計画振興作物加算(二毛作)	2	8,000	地域計画に位置付けられた作物	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む地域計画のうち目標地図に位置付けられる、または地域計画に位置付けられることが確実と見込まれる者(計画策定に係る「協議の場」を開催済みであり、この計画に含まれる者)であって、かつ認定農業者、認定新規就農者または集落営農組織であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。  
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携、二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。